

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則が改正されました。

- 免許や検査が必要なプレジャーボートに乗船する際、着用が義務付けられているライフジャケットは「**船種に応じ規定されたもの**」に改正されました。

「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」が着用を義務付けているライフジャケットについて、従来の「十分な浮力を有するものであれば良い(桜マークの有無は問わず、輸入品等でも可)」から「船種に応じた桜マークのあるライフジャケットを着用しなければならない」と改正されました。

免許や検査が必要なプレジャーボートに乗船する際着用するライフジャケットは、

※国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください！

※桜マークがあるライフジャケットには、特定の船舶でしか使用が認められないものがあるので注意してください！

(下表参照)

タイプ	琵琶湖において使用可能な船舶
A	全てのプレジャーボート
D	
F	不沈性能等を有したプレジャーボート(水上バイク等)
G	



胴衣の分類 TYPE A

桜マーク

タイプ表示

◆表示場所は製造メーカーにより異なります

- **罰則** ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法違反 (違反点数2点)!
- **滋賀県琵琶湖等水上安全条例違反**
(警察官の指示に従わない違反、20万円以下の罰金)!

プレジャーボートとは：専らレクリエーションその他の余暇を利用して行う活動に使用される、水上オートバイ、クルーザー、モーターボートその他の推進機関付きの船舶をいい、いわゆるミニボート(長さ3メートル未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が1.5キロワット未満の小型船舶をいいます。)もプレジャーボートに含まれます。

琵琶湖ではミニボートや水上スキー等にもライフジャケットが必要です。

- 琵琶湖では、ミニボートや水上スキー等についても、引き続きライフジャケットの着用が義務付けられています。

※ミニボート等に乗船する際のライフジャケットは、十分な浮力を有すればタイプは問いません。(桜マークの有無は問わず、輸入品も可)

※水上スキー等の目的で乗船中の方も含まれます。

※ミニボートとは長さ3メートル未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が1.5キロワット未満の小型船舶をいいます。

※水上スキー等とは水上スキーの他パラセール、バナナボート等、動力船にひかれるものをいいます。

- **罰則** ・ **滋賀県琵琶湖等水上安全条例違反**
(警察官の指示に従わない違反、20万円以下の罰金)!

琵琶湖では手こぎボートやヨットに乗る人もライフジャケットが必要です。

- 手こぎボートやヨットに乗る人もこれまでどおり十分な浮力を有するライフジャケット (桜マークの有無は問わず、輸入品でも可)を着用しましょう。

滋賀県警察

～必ず着けよう！命を守るライフジャケット！～

滋賀県警察の広場 救命胴衣等の着用義務

